

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：輸出・国際局国際経済課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> とうもろこし（その他のもの） エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの <制度名> 関税割当制度									
改正要望の内容		○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○ 具体的な内容 「令和6年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。									
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考	
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
1005.90	092	とうもろこし（その他のもの） エチルアルコール又は蒸留酒 の製造に使用するもの	50%又 は12 円/kg のう ちい ずれ か高 い税 率	無税		50%又 は12 円/kg のう ちい ずれ か高 い税 率	無税		50%又は 12円/kg のうちい ずれか高 い税率		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○ 施行期日 令和6年4月1日 ○ 適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日									
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		① 現状 酒類産業全体では、人口減少社会の到来に伴う飲酒人口の減少などの影響を受け、需要が年々減少の傾向にある。 本制度による関税割当ての対象である酒類製造業者に対し、とうもろこしの需要の動向を踏まえ、関税割当制度により、コーンスターチ製造への流用を防止しつつ、一定数量の低税率による安価な原料の供給を確保している。 本制度の対象品目の用途であるとうもろこしを原料とした蒸留酒については、近年、ハイボール人気の高まりを受けウイスキーの需要が高まっている。 ② 問題点 本制度が延長されない場合、二次税率（協定税率）による輸入となり、輸入とうもろこしを使用している酒類製品の価格が上昇し、製品輸入の増加や産業の停									

	滞等のおそれがある。
改正の必要性と目的達成の見通し	<p>① 改正の方向性</p> <p>輸入とうもろこしを使用した製品の製造者の原料コスト低減のため、一定数量の範囲内で無税を適用することにより需要者に対して安価な原料の供給を確保する一方、国内で製造されるコーンスターチ用への流用を阻止することにより、でん粉需給の安定を図り、国内産でん粉用いも生産者を保護するためには、本制度の延長が必要である。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>需要者が原料コストの低減措置を受けなくても安定的に原料を確保することができ、併せて輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぐ必要性が無くなるまで、本制度を維持する必要がある。</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>本制度により、一定数量の範囲内で無税での需要者に対する低廉な原料の供給が確保されるとともに、用途を指定することによりコーンスターチ用への流用を阻止し、国内産いもでん粉の生産者を保護することができる。</p> <p>一定数量の範囲内で無税により輸入されている酒類用とうもろこしに基本税率により関税が課せられると原料調達コストが上昇し、ひいては製品価格の上昇につながるおそれがあるところ、暫定税率（無税）を適用することにより原料調達コストの低減に寄与。</p> <p>【令和4年度における適用実績（「減税額」は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：62千トン、3,578百万円 ・ 減税額：3,578×（50%－無税）＝1,789百万円 ・ 関税割当てを受けた者の数：5 <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>特記事項なし</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>上記①②を勘案し、国内いも生産者の保護と酒類原料とうもろこしの需要者への安価な原料供給の確保のため、本制度の延長が適当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>でん粉原料用いも及びこれらから生産される国産いもでん粉は、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。このため、関税割当て制度や特別緊急関税制度により、安価な輸入品が無制限に国内に流入するのを防ぐとともに、</p>

	<p>輸入品については一定数量の範囲内で低税率（又は無税）を適用することで、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保している。</p> <p>これにより、でん粉原料用いも及びいもでん粉産業を保護し、地域経済を支えるとともに、食料自給率の確保にも資するものである。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>とうもろこし（その他のもの）の関税割当制度は1965年に導入され、その後エチルアルコール及び蒸留酒製造用のものは特定物品製造用として1975年に改正されて以降現在まで延長されている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>本制度及び暫定税率（無税）を適用することにより原料調達コストの低減に寄与。</p>